

横植協会03-16号
令和3年8月26日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会
045-201-2378

お知らせ第16号を送信します。

輸入栽培用生植物関係

【ジャガイモやせいもウイルスの発生が新たに確認された国への
対応について】

掲題の件について、全国植物検疫協会を通じて農林水産省植物防疫課から別添のとおり連絡がありましたので、お知らせします。

概要

① ウガンダ、カザフスタン、ケニア及びパキスタンにおいて、ジャガイモやせいもウイルスが発生していることが新たに判明したため、当該国に対して、暫定的な措置として輸出前の精密検定及び検査証明書への追記を要請する予定。

本措置はWTO/SPS 緊急通報の通報日から30日後に発効し、発効日以降に発行された上記の追記がされていない検査証明書を添付し輸入された宿主植物は、廃棄又は返送。

一方、発効までの期間における侵入を防止するため、発効前については検査証明書に追記がない場合は、輸入検査時に精密検定を行う。

② 特にケニアから、宿主植物のカリブラコア属、ダリア属、ペチュニア属植物の栽培用生植物(切穂)が多数輸入されている。

以上

令和3年8月 25 日

ジャガイモやせいもウイルスの発生が新たに確認された国への対応について

1. 経緯

- (1) 本年8月、植物防疫法施行規則(以下「規則」という。)別表2の2に規定し、発生国に対して輸出前の遺伝子的手法による検定の実施を要求しているジャガイモやせいもウイルス(Potato spindle tuber viroid(以下「PSTVd」という。))が、ウガンダ、カザフスタン、ケニア及びパキスタンで発生していることが判明。
- (2) これらの国、特にケニアからは、PSTVd の宿主植物であるカリブラコア属植物、ダリア属植物、ペチュニア属植物の栽培用生植物(切穂)が多数輸入されている状況。

2. 対応

PSTVd の我が国への侵入を防止するため、ウガンダ、カザフスタン、ケニア及びパキスタンに対して、WTO/SPS 緊急通報により、以下の内容を要請予定。

- ① 規則別表2の2に掲げる PSTVd の宿主植物について、輸出前に、適切な遺伝子的手法を用いた検定で PSTVd に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記。
- ② 本措置の発効は、緊急通報の通報日から 30 日後。

3. 会員への情報提供のお願い

ウガンダ、カザフスタン、ケニア及びパキスタンにおいて、PSTVd が発生していることが新たに判明した。このため、当該国に対して、暫定的な措置として WTO/SPS 緊急通報により、規則別表2の2に規定する輸出前の精密検定及び検査証明書への追記を要請する予定である。本措置は WTO/SPS 緊急通報の通報日から 30 日後に発効し、発効日以降に発行された上記の追記がされていない検査証明書を添付し輸入された宿主植物については、廃棄又は返送の措置となる。

一方、発効までの期間における侵入を防止するため、発効前については検査証明書に追記がない場合は、植物防疫所において輸入検査時に精密検定を行う。

<輸入検査時の精密検定>

① 対象植物

貨物、郵便物、携帯品としてウガンダ、カザフスタン、ケニア及びパキスタンから輸入される、規則別表2の2の第24項に掲げる植物

② 精密検定

次の数量について、PSTVdを対象として遺伝子的手法による検定を実施

| 輸入された植物 | 検定数量 |
|---------|--|
| 種子 | 4,600 粒 (同一の検査単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合は、当該種子数の 10%) |
| 苗、切穂 | 輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量の 1%(1%が1個に満たない場合は、最低1葉) |